

令和4年7月

お客さま各位

群馬県信用組合

## タブレット端末を使用した電子サインの運用に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当組合ではタブレット端末を使用した営業活動を開始し、営業担当がお客さまより、現金や通帳・証書等をお預りする際に発行しておりました「お預り証」に加えて、「電子サイン」を導入予定であります。

従来の「預り証」の発行に加え、「電子サイン」による確認をしていただくことで、お客さまに当組合が発行した「預り証」を保管して頂く必要がなくなります。なお、従来の「預り証」によるご利用も引き続き可能であります（一部書式追加がございます）。

電子サインを導入することで、お客さまの利便性向上ならびにシステム管理による業務効率化、ペーパーレス化を図って参ります。

今後とも、より一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### お客さまから現金・通帳・証書・払戻請求書等をお預りする際の手続きについて

- タブレット端末を使用した営業活動では、取引の証跡（いつ、どこで、誰と、取引したか、何をお預りしたか）を明確にするため、取引の証としてタブレット画面上でご署名（電子サイン）を頂き、取引の内容と署名をイメージ化して電子的に管理致します。
- ご署名（電子サイン）の際は、タブレット画面上でお預り内容に間違いがないかを必ずご確認ください。
- 電子サインに加え、預り証の発行をご希望された場合には、従来の「預り証」に替え、簡易的な「ジャーナル形式の預り証」で原則発行させていただきます。なお、タブレットやプリンタの故障時には、従来様式の「預り証」を発行させていただきます。
- タブレット端末を使用した取引に対するお届けの際には、授受を確認するために、原則お受け取りのご署名（電子サイン）を頂きます。
- 当組合では、職員が訪問先で、現金・通帳・証書・払戻請求書・各種申込書等をお預りする場合、必ず「電子サイン」を頂く、または所定の「預り証」を発行致します。
- 電子サインのご利用について、ご不明、ご不審な点がございましたら、お取引店舗又は下記へご連絡をお願い致します。

群馬県信用組合 事務部

電話027-382-4116（平日 9:00~17:00）